

大学教育質保証・評価センター 大学機関別認証評価手数料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）が、大学教育質保証・評価センター定款第4条の規定に基づいて行う大学機関別認証評価（以下「大学評価」という。）に関する評価手数料について定める。

(評価手数料)

第2条 大学評価に係る評価手数料は、大学の種別に応じて別表1のとおりとする。

2 再度の評価に係る評価手数料は、大学の種別に応じて別表2のとおりとする。

(雑則)

第3条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附則

この規程は、2021年9月2日から施行する。

別表1：大学機関別認証評価に係る評価手数料（第2条第1項関係）

種別	金額
大学教育質保証・評価センター会員	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 160万円 二 1学部あたり 35万円 三 1研究科あたり 20万円
大学教育質保証・評価センター非会員	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 350万円 二 1学部あたり 60万円 三 1研究科あたり 40万円

備考

一 夜間学部（研究科）について、同じ種類の昼間学部（研究科）を開設し、同一の施設等を使用している場合は、それらを1学部（研究科）として評価手数料を徴収する。また、通信教育を行う学部（研究科）について、昼間または夜間において授業を行う学部（研究科）が通信教育を併せ行う場合は、それらを1学部（研究科）として評価手数料を徴収す

る。

二 改組・転換等による新たな学部（研究科）の設置に伴い学生募集を停止した学部（研究科）については、新たな学部（研究科）と重ねて評価手数料を徴収しない。

三 本規程に定めのない事項について、本センターと申請大学との間において取り決めする必要がある事項については、双方で協議の上定めるものとする。

別表 2：再度の評価に係る評価手数料（第 2 条第 2 項関係）

種別	金額
大学教育質保証・評価センター会員	次に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 80 万円
大学教育質保証・評価センター非会員	次に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 125 万円